

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令第6条第1項に規定する漁港整備財産台帳等の様式

(平成14年4月1日 農林水産省告示第945号)

最終改正 令和6年3月29日 農林水産省告示第667号

漁港漁場整備法施行令（昭和25年政令第239号）第6条第1項に規定する漁港整備財産台帳、同令第13条第1項に規定する管理台帳及び同令第17条に規定する標識の様式を次のように定め、昭和36年2月8日農林省告示第130号（漁港法施行令第6条の漁港修築財産台帳、第13条の管理台帳及び第17条の標識の様式を定める件）は、廃止する。

第1 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令（昭和25年政令第239号）第6条第1項に規定する漁港整備財産台帳の様式

日本産業規格A4

(表紙)

漁港整備財産台帳 一般会計所属 行政財産又は普通財産 公共用財産又は公用財産 農 林 水 産 省

調製要領

- 1 台帳は、公共用財産についてはこの告示に定める公共用財産の調製要領及び記載要領により調製し、公用財産又は普通財産についてはこの告示に定める調製要領及び記載要領に定めるもののほか、国有財産法施行細則（昭和23年大蔵省令第92号。以下「細則」という。）第2条に定める第1号様式（国有財産台帳）の調製要領及び記載要領、細則第5条に定める別表第1の国有財産区分種目表並びに細則第8条に定める別表第2の国有財産増減事由用語表により調製する。
- 2 口座は、漁港ごとに設け、当該漁港の名称をもって口座名とする。
- 3 台帳は、一の口座に属する漁港整備財産を種目ごとに別葉として調製する。
- 4 台帳は、各口座における漁港整備財産を公共用財産、公用財産及び普通財産に区分し、各財産別にそれぞれ別冊とする。
- 5 公共用財産については、口座ごとに（概要）を付し、別表の漁港整備財産の公共用財産区分種目表に定める区分種目の順序により編てつし、公用財産及び普通財産については、細則第5条に定める別表第1の国有財産区分種目表に定める区分種目の順序によりとじ合わせる。
- 6 台帳区分に登録する公共用財産の数量の単位は、別表漁港整備財産の公共用財産区分種目表の定めるところによるものとし、その端数は、これを切り捨てる。ただし、その数が単位未満のもの又は特に単位未満の存する必要があるものについては、この限りでない。

- 7 台帳に登録する公用財産及び普通財産の数量の単位については、細則第6条の規定による。
- 8 台帳には、当該台帳に登録された漁港整備財産についての漁港整備完成平面図（当該台帳に登録された当該財産の番号を記載したものをいう。）を添付して当該財産の位置を明らかにし、かつ、漁港の区域平面図、標準断面図等を添付する。
- 9 公共用財産における索引番号のつけ方、ページ数のつけ方、台帳の型式、用紙の色分け等については、公用財産及び普通財産の場合に準ずるものとする。

(概要)

口座名

都道 郡市 町
府県 区 村 番地
所 在

概 要	起工年月日	年 月 日	しゅん工年月日	索引番号	
	起工の沿革			年 月 日	

管 理 を 委 託 し た 場 合	管理受託者		所在地	
	漁港整備財産取扱規則第6条の規定による国以外の者の使用、収益等の場合の概要			
				ページ

記載要領

事業の沿革欄には、当該特定漁港漁場整備事業の開始の日から本台帳作成の日までの沿革について簡明に記載すること。

(公 共 用 財 産 —— 土 地)

口座名

所在地 都道府県 市区町村 番地

	区 分	土地	種目					索引番号			
公 共 用 財 産	異 動 年月日	番号	種類	しゅん 工年度	所 在	用 途	数量	取得価格 円		得喪変更の事由	備考
										ページ	

記載要領

- 1 異動年月日欄には、得喪変更（管理の委託を含む。以下同じ。）の年月日を記載すること。
- 2 種類欄には、種目の固有の名称を記載すること。
- 3 番号欄には、一連番号を記載すること。
- 4 用途欄には、当該土地が何の用に供されているかを明記すること。
- 5 数量欄には、基本施設である工作物の敷地であるものについては記載を要しない。
- 6 取得価格欄には、その土地の建設価格その他の取得価格を記載すること。
- 7 一の財産についての最初の台帳記載以後において所管換、所属替、種別替その他当該財産の減少を伴う異動があつた場合における記載は、朱書きとすること。

(公 共 用 財 産 —— 工 作 物)

口座名

所在地 都道府県 市区町村 番地

公 共 用 財 産	区 分	土地	種目								索引番号	
	異 動 年月日	番 号	種 類	しゅん 工年度	所 在	構造及び規模	数 量	取得価格 円		得喪変更の事由		備 考
											ページ	

記載要領

- 1 異動年月日欄については、公共用財産——土地の記載要領によること。
- 2 種類欄の記載については、公共用財産——土地の記載要領によること。
- 3 構造及び規模欄には、附帯工作物（例えば音きよ、側溝等）があるときは、その附帯工作物名をあわせて記載すること。
- 4 当該工作物が漁具干場、野積場、加圧場（天日加圧場）等さら地であるときは、当該工作物の種類を種類欄に記載し、他の欄には、「土地の欄と同じ。」と記載すること。
ただし、この場合において前記工作物に舗装、側溝等の附帯工作物があるときは、種類欄には当該工作物の種類を記載し、他の欄には、その附帯工作物のみについて記載すること。
- 5 一の財産についての最初の台帳記載以後において所管換、種別替その他当該財産の減少を伴う異動があった場合における記載は、朱書きとすること。

口座名				
所 在	都道 府 県	郡市 区	町 村	番地

記載要領

- 1 異動年月日欄については、得喪変更その他登録を要する事由（貸付を含む。）の発生した年月日を記入する（以下各葉の異動年月日欄の記入について同じ。）。
- 2 用途欄には、当該土地が何の用に供されているかを明らかにすること。
- 3 備考欄には、土地を漁港管理者に貸付し、又は譲渡した場合、その漁港管理者名及び貸付料又は譲渡価格を記入すること。

なお、貸付にあたっては、その旨をあわせて記入すること（以下各葉の備考欄の記入について同じ。）。

(工作物)

口座名

所在地 都道府県 市区町村 番地

普通 (公用) 財産	区分	工作物	細分		沿		借	索引番号															
								種目		構造 及び 規模等		革		地	所有者又 は賃貸人 数量								
																	用途		附属 図面	番号	名称	番号	名称
	建番 物号																						
	異 動年月 日	増減事由	増 額		減 額		現在額		備 考			文書日附		記載年月日		印							
			数量	価格	数量	価格	数量	価格				記 号 番 号	照 合 年月日	印									
				円		円		円															
												ページ											

記載要領

工作物の一種目について構造又は細分を異にするものがあの場合にはなるべくこれを別項とすること。ただし、これを併記する場合にあつては、構造及び規模ごとに番号をつけ構造及び規模欄に記載すること。

(総括)

口座名

都道 郡市 町
所 在 府 県 区 村 番地

										索引番号	
普通財産	異動年月日	区分	種目	増 額		減 額		現在額		備 考	
				数量	価格	数量	価格	数量	価格		
					円		円		円		
										ページ	

記載要領

1の口座ごとに普通財産の全部を国有財産区分種目表に定める区分、種目の順序に従って計上し、末尾に価格の計をつけること。
なお、増減を記入する場合は、そのつど前段の順序に従って記入するとともに、増減のあつた種目の現在額欄の数量価格を差引記入すること。

別表 漁港整備財産の公共用財産区分種目表

区 分	種 目	数 量 単 位	摘 要
工作物	1 防波堤	メートル	係船柱、係船環等附属工作物を包括する。
	2 防砂堤	メートル	係船柱、係船環等附属工作物を包括する。
	3 防潮堤	メートル	係船柱、係船環等附属工作物を包括する。
	4 導流堤	メートル	係船柱、係船環等附属工作物を包括する。
	5 水門	箇	
	6 閘門	箇	
	7 護岸	メートル	係船柱、係船環等附属工作物を包括する。
	8 堤防	メートル	係船柱、係船環等附属工作物を包括する。
	9 突堤	メートル	係船柱、係船環等附属工作物を包括する。
	10 胸壁	メートル	係船柱、係船環等附属工作物を包括する。
	11 岸壁	メートル	係船柱、係船環等一式を包括する。
	12 物揚場	メートル	係船柱、係船環等一式を包括する。
	13 係船浮標	基	
	14 係船くい	基	
	15 栈橋	基(メートル)	係船柱、係船環等一式を包括する。
	16 浮栈橋	基(メートル)	係船柱、係船環等一式を包括する。
	17 船揚場	メートル	係船柱、係船環等一式を包括する。
	18 航路	メートル	
	19 泊地	平方メートル	
	20 漁具管理水域	平方メートル	
	21 鉄道	メートル	標識、通信施設その他鉄道と一体となつてその効用を全うするもの一式を包括する。
	22 道路	箇	側溝その他道路と一体となつてその効用を全うするもの一式を包括する。
	23 駐車場	箇	側溝その他駐車場と一体となつてその効用を全うするもの一式を包括する。
	24 橋	メートル	
	25 運河	メートル	通信施設その他運河と一体となつてその効用を全うするもの一式を包括する。
	26 ヘリポート	箇	風向指示器その他ヘリポートと一体となつてその効用を全うするもの一式を包括する。
	27 航路標識	基	浮標装置その他附属施設一式を包括する。
	28 信号施設	基	発火信号用電源装置その他附属施設一式を包括する。
	29 照明施設	基	自家発電装置、制御装置その他附属施設一式を包括する。
	30 漁船保管施設	箇	漁船保管施設上屋、上架装置その他附属施設一式を包括する。

土 地	31 漁船修理場	箇	漁船修理場上屋、上架装置その他附属施設一式を包括する。
	32 漁具保管修理施設	箇	漁具保管修理施設上屋、側溝その他附属施設一式を包括する。
	33 補給施設	箇	補給施設上屋その他附属施設一式を包括する。
	34 増殖及び養殖用施設	箇	増殖及び養殖用施設上屋、廃棄物処理護岸、焼却施設、側溝その他附属施設一式を包括する。
	35 漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設	箇	漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設上屋、側溝その他附属施設一式を包括する。
	36 漁業用通信施設	箇	無線電信装置、無線電話装置、通信所上屋その他附属施設一式を包括する。
	37 漁港厚生施設	箇	宿泊所、浴場、診療所その他の福利厚生施設上屋その他附属施設一式を包括する。
	38 漁港管理施設	箇	漁港の管理のための施設上屋、上架装置その他附属施設一式を包括する。
	39 漁港浄化施設	箇	導水施設その他漁港浄化施設と一体となつてその効用を全うするもの一式を包括する。
	40 廃油処理施設	箇	集油設備その他廃油処理施設と一体となつてその効用を全うするもの一式を包括する。
	41 廃船処理施設	箇	破碎施設、解体施設、焼却施設その他廃船処理施設と一体となつてその効用を全うするもの一式を包括する。
	42 漁港環境整備施設	箇	漁港の環境の整備のため施設上屋その他附属施設一式を包括する。
	43 雑工作物	箇 メートル	公共用財産で他の種目に属さない工作物一切を包括する。
	前記工作物の敷地	平方メートル	13、14及び16の場合を除く。

第 2 漁 港 及 び 漁 場 の 整 備 等 に 関 す る 法 律 施 行 令 第 13 条 第 1 項 に 規 定 す る 管 理 台 帳 の 様 式

(表 紙)

日 本 産 業 規 格 A 4

管 理 台 帳
漁 港 施 設 財 産
漁 港 名
管 理 受 託 者
所 在 地

調 製 要 領

- 1 台 帳 は 、 1 漁 港 ご と に 設 け る 。
- 2 台 帳 は 、 公 共 用 財 産 の 種 目 ご と に そ れ ぞ れ 別 葉 と し て 調 製 す る 。
- 3 1 及 び 2 に 規 定 す る も の の ほ か 、 漁 港 整 備 財 産 台 帳 (以 下 「 財 産 台 帳 」 と い う 。) の 調 製 要 領 1 及 び 6 に よ る 。

(管 理 概 要)

委 託 (移 管) 年 月 日	年 月 日
管 理 概 要	

記 載 要 領

管 理 概 要 欄 に は 、 漁 港 及 び 漁 場 の 整 備 等 に 関 す る 法 律 施 行 令 第 7 条 各 号 掲 げ る 事 項 の 概 要 に つ い て 記 載 す る こ と 。

(土 地)

[illegible]

記載要領

各欄については、財産台帳の公共用財——土地の記載要領により記載すること。

(工 作 物)

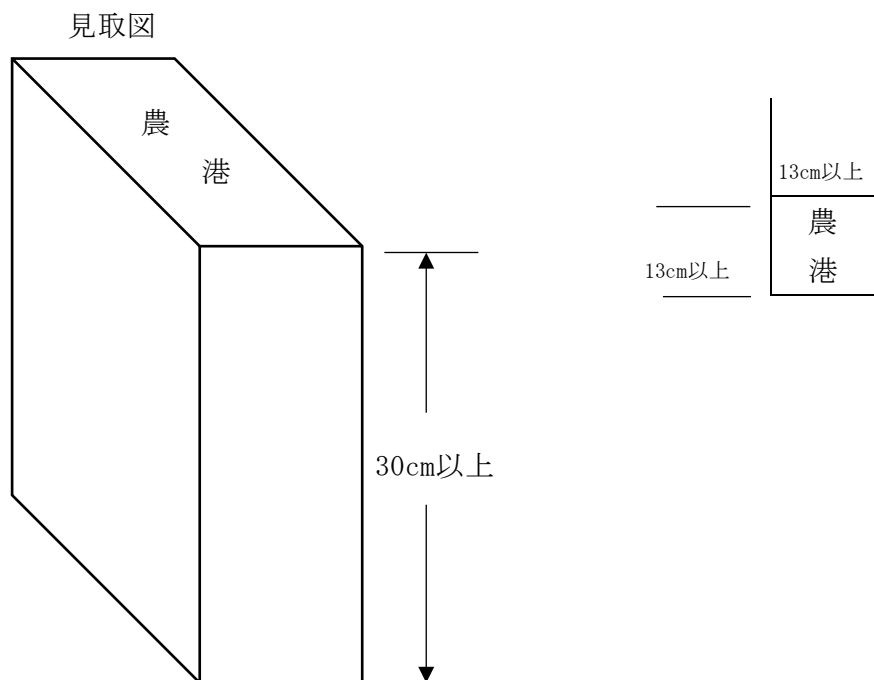
[illegible]

記載要領

各欄については、財産台帳の公共用財——工作物の記載要領により記載すること。

第3 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令第17条に規定する標識の様式

境界の標識は、石材その他耐久性材料を使用し、大きさは上部13センチメートル角以上、長さは地上30センチメートル以上とし、上部に「農港」と刻印の表示をする。見取図は、次のとおりである。



附 則

- 1 この告示による改正前の昭和36年2月8日農林省告示第130号（以下「旧告示」という。）に規定する様式による書面は、平成15年3月31日までの間は、これを使用することができる。
- 2 平成15年3月31日以前に使用された旧告示に規定する様式による書面は、この告示に規定する様式による書面とみなす。

附 則（令和6年3月29日農林水産省告示第667号）

（施行期日）

- 1 この告示は令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の平成14年農林水産省告示第945号第1別表の規定（泊地に係る部分を除く。）は、この告示の施行の日以後に漁港整備財産台帳に登録される公共用財産である漁港整備財産について適用し、同日前に漁港整備財産台帳に登録された公共用財産である漁港整備財産については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の平成14年農林水産省告示第945号第2に規定する様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。